

	項目	質問	回答
1	助成回数	令和6年度以前に高知県特定不妊治療支援事業の助成を受けている場合、令和7年度以降高知県不妊治療費支援事業の助成を受ける際の回数の考え方はどうなるか。	助成対象となる保険適用の不妊治療について、高知県特定不妊治療支援事業における、令和6年度以前の助成回数は通算せず、令和7年度以降全ての方が1回目からのスタートとなります。
2	助成回数	高知県不妊治療費支援事業の助成回数について、当該年度に限った回数となるのか。	当該年度に限った回数ではなく、1子ごとの通算回数となります。
3	申請	治療終了時点では高知市に在住していたが、現在(申請時点)は高知県内の高知市以外に引っ越した場合、申請書は県と高知市どちらに提出すべきか。	申請時点で、高知県内の高知市以外に住民票がある場合は、県へ申請書を提出してください。 (申請時点でどこに住民票があるかで判断します。)
4	申請	申請時点で、夫婦で住民票が異なる場合(高知市以外の県内市町村と高知市)、県と高知市のどちらに申請すべきか。	申請時点の住民票が高知市以外の県内市町村と高知市にある場合、どちらかに申請は可能です。市町村によっては、独自の助成(加算等)がある場合がありますので、それぞれの市町村にも確認し申請してください。ただし同一の治療について重複して他の自治体に申請することはできません。
5	添付書類 (戸籍謄本)	添付書類である戸籍謄本は、令和4年度以降に高知県特定不妊治療支援事業の申請をする際に提出しているため、令和7年度以降高知県不妊治療費支援事業の申請をする際には提出不要か。	省略することができます。 ※事実婚関係の方は申請の度に必要となります。省略はできません。
6	添付書類 (住民票)	添付書類である住民票(厳密には「住民票の写し」)は、原本が必要ですか。	年度の1回目には原本の提出が必要です。年度内2回目以降は、省略可能です。ただし、前回申請時から内容に変更がない場合に限りです。 ※事実婚関係の方は申請の度に必要となります。省略はできません。
7	先進医療 にかかる費用	保険適用となった「1回の治療」の中に先進医療(自費)が含まれている場合、「1回の治療」全てが助成対象外か?	保険適用となった「1回の治療」のうち、 <u>先進医療にかかった費用(自費分)のみが対象外</u> です。 先進医療以外の保険適用分について助成します。